

要望事項に対する措置状況（兵庫県町村会）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>1 町財政基盤の拡充強化を図りたい</p> <p>町の自主的な施策による町づくりのためには町財政基盤の確立は不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地方一般財源たる地方交付税の所要総額を確保し、財源保障・財源調整機能が維持されるよう、国に強く働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成31年度国の予算編成等に対する提案（平成30年7月、11月）において、地方税財政の充実強化に向けて、地方一般財源総額の充実・確保等について提案を行った。</p> <p>平成31年度地方財政対策においては、骨太の方針において、2021年度までの3年間、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するという一般財源総額確保ルールがある中で、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円の一般財源総額が確保された。また、地方交付税総額は7年ぶりに対前年度を上回り16.2兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債は0.7兆円減の3.3兆円となるなど、一般財源総額の質の改善も図られた。</p> <p>なお、地方財源不足が縮小した結果、折半対象財源不足は平成19・20年度地方財政計画以来、久々に解消する見通しとなっているが、未だ4.4兆円の地方財源不足は存在することから、一般財源総額の充実・確保について、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等の枠組みも活用しながら、引き続き市町と共同して国に要望していく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(2) 地方税財源の確保のため、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成31年度国の予算編成等に対する提案（平成30年7月、11月）において、地方税財政の充実強化に向けて、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税の堅持等の地方税体系の充実強化について提案を行った。</p> <p>償却資産に対する固定資産税については、平成30年度税制改正において堅持されるとともに、平成28年度に創設された現行の中小企業等への固定資産税軽減措置についても平成30年度で廃止されることとなったが、一方で生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資を支援するため、市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資に対し、課税標準を3年間軽減する特例が新たに創設されたため、時限的な特例措置については、期限到来による確実な廃止を行うよう提案している。</p> <p>今後も、社会保障関係費の増加等により地方財政は依然厳しい状況が続くと見込まれることから、地方の税財源の安定確保について、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等の場も活用しながら、市町と結束して国への提言等を行っていく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>
<p>(3) 地方版総合戦略の本格的な推進にとって欠かすことのできない交付金「地方創生推進交付金」について、採択要件を緩和するとともに、2分の1の地方負担分を地方交付税措置とすることなく全額交付金として採択するよう国に働きかけられたい。</p>	<p>地方創生推進交付金については、様々な制約があり、使い勝手のよくない制度設計となっている。しかしながら、地域創生の実現のためには、市町や地域自らが、その創意工夫により地域創生の取組を主体的に進めていく必要がある。</p> <p>このため、県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町、地域団体等の取組に対して支援する「ひょうご地域創生交付金」を平成31年度も継続して実施する予定である。町については申請上限額を事業費ベースで1億円に拡充することとしているため、積極的に活用していただきたい。</p> <p>また一方で、地方創生推進交付金に対しても、①対象分野・対象経費等の制約の緩和、②採択基準の明確化、③交付金規模の拡大、④交付率の改善等について提案している。全国知事会や関西広域連合、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を通じて同様の提案を国へ行うなど、地域の実情に応じた地域創生の取組の推進に向け、より使い勝手のよいものとなるよう、継続的に国へ働きかけていく。その際、より効果的な要望とするため、市町とも連携して実施してまいりたい。</p>	<p>企画県民部〔政策〕 （地域創生課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(4) 森林環境税（仮称）の創設にあたっては、賦課徴収システムの改修に対して適切な財源措置を行うとともに、使途については、地域の実情に応じて必要な事業を弾力的に実施できる使い勝手のよいものとするよう、国に働きかけられたい。</p>	<p>平成36年度から導入される森林環境税(仮称)については、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等、導入に伴い適切な財源措置が行われるよう、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議等と連携しつつ、本県からも国に対する働きかけを行っている。</p> <p>平成31年度以降、市町が森林環境譲与税を活用した事業の実施体制の確保等が円滑に進むよう、引き続き、林野庁等に対し必要な助言や十分な説明を求めている。</p>	<p>企画県民部 （税務課） 農政環境部 （林務課）</p>
<p>(5) 個人住民税等整理回収チームの併任派遣について、徴収体制の強化・確立及び収納率の維持向上のため、平成31年度以降も継続支援を図られたい。</p>	<p>県では、「個人住民税等整理回収チーム」の市町派遣を平成19年度から実施し、県・市町が一体となった個人住民税の徴収対策を行ってきた結果、個人住民税の徴収歩合が向上（H18：93.2%→H29：95.7%）している。</p> <p>この整理回収チームの派遣のほか、平成30年度からは個人住民税の特別徴収全県一斉指定を実施するなど、特別徴収の徹底にも取り組み、特別徴収の対象率も向上（H24：76.3%→H30：86.3%）している。</p> <p>これらの状況を踏まえて、整理回収チームの市町派遣は、平成31年度以降は廃止し、今後の市町に対する県の支援については、情報提供や技術支援に重点化することとし、具体的には、個人住民税特別対策官を常設化し、引き続き市町の徴収能力向上を支援するため、効果的な徴収対策にかかる情報提供や高額困難事案に対する技術的な助言などを行う。</p> <p>&lt;支援内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施</li> <li>・地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実</li> <li>・全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別の助言を実施</li> </ul> <p>また、県税事務所と市町間の連携促進や県・市町での共同徴収の実施など、平成31年度以降も継続して市町支援を行っていく。</p>	<p>企画県民部 （税務課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>2 医療・介護・福祉対策の拡充強化を図りたい</p> <p>地域医療の充実には、健診による病気の早期発見に加え、安心して医療・福祉・介護サービスが受けられる体制が必要であり、医師等のマンパワー、医療保険制度の充実及び町の財政安定化に向けた支援が不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地域医療支援センターの機能を十分に発揮し、医師の地域偏在及び診療科偏在の解消に努めるとともに、幅広い診療能力を身に付けた医師を養成し医師不足地域に派遣されたい。</p>	<p>「兵庫県地域医療支援センター」において、修学資金を貸与して養成した県養成医の派遣等により医師確保対策を総合的に推進しているほか、「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、地域医療に従事する医師の資質向上、地域医療の充実に向けた取組を進めている。</p>	<p>健康福祉部 (医務課)</p>
<p>(2) 福祉及び介護分野における人材の養成・確保を図るとともに、障害施設整備における予算を確保するよう引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>介護人材の養成・確保については、第7期介護保険事業支援計画において、①多様な人材の参入促進、②キャリアアップの支援、③魅力ある職場づくり、④福祉・介護サービスの周知・理解の4項目を柱として、介護福祉士等の資格取得支援や、福祉・介護職員の合同入職式等の施策を実施している。</p> <p>また、医療介護推進基金等を活用し、合同就職説明会の開催充実や潜在介護福祉士等の復職を支援する研修の実施、県立総合衛生学院介護福祉学科の開設など多様な人材の参入促進、福祉人材のキャリアアップを支援する事業の実施による質の高い人材の育成、将来の担い手となる中学・高校生に対する啓発活動、魅力ある職場づくりへの支援等に取り組んでいく。</p> <p>さらに、平成31年度からは新たに、高齢者や、女性等の地域住民が介護施設に研修期間を設けて補助的業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント（CA）制度」の創設や、子ども向けの施設を活用して小学生等向けに介護業務に係る体験・学習の機会を提供する「介護業務体験推進事業」を実施することとしている。</p> <p>障害施設整備については、国の予算が十分とは言えないことから、平成31年度国の予算編成等に対する提案（平成30年7月、11月）において、基盤整備を確実にを行うための必要な財源を確保するよう求めている。</p>	<p>健康福祉部〔福祉〕 (社会福祉課) (高齢政策課) (障害福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(3) 超高齢社会に対応するため、地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う公立病院について、積極的な指導・助言並びに財政支援の拡充を図るよう国に働きかけられたい。</p>	<p>医療提供体制の基盤の一つとして、地域の实情に応じた在宅医療提供体制の構築を図っていく。財政支援については、公立病院に対する運営費補助金の一部（病院群輪番制病院運営、救命救急センター運営）や施設整備及び設備整備補助金が三位一体改革により税源移譲がなされていることなどから、県単独の財政支援は困難であるが、公立病院に関する交付税措置については、小児医療、救急医療など不採算部門等に配慮の上、措置単価の引上げなどによる措置額の充実を国に働きかけている。平成29年度は、不採算地区病院や小児医療に対する措置単価が上げられたところである。</p> <p>なお、地域医療構想実現のため、病床機能の分化・連携に必要な事業については圏域課題として位置づけられているかどうか見極めつつ講じていきたい。</p> <p>また、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を見据え、県としても、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、地域サポート事業（安心地区）や認知症対策等に取り組んでいる。地域における医療・介護の連携が必要であり、医療提供体制の基盤の一つとして、地域の实情に応じた在宅医療提供体制の構築を図っていく。</p>	<p>健康福祉部 （医務課、健康増進課） 健康福祉部[福祉] （高齢政策課） 企画県民部 （市町振興課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(4) 新国民健康保険制度について、円滑施行のための情報提供を逐次行うとともに、自治体の経営基盤の安定化のため財政支援の充実を図るよう国に働きかけられたい。</p>	<p>県では分立している各種医療保険制度について、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者として全国一本化することをこれまでから国に対して提案している。</p> <p>また、今回の国保の都道府県化を第一歩として、①医療保険制度の一本化に向けた道筋を明らかにすること、②国の負担を地方に転嫁することのないよう財源を確保すること、③将来にわたる医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための更なる財源を確保することなどを要望している。</p> <p>国保財政の安定化と保険料軽減のため、県単独事業である国民健康保険事業費補助金をはじめ、県繰入金（調整交付金）や保険基盤安定負担金等とあわせて約518億円の財政支援を行うこととしており、今後とも国民健康保険制度を担う保険者に対して、必要な支援を行っていく。</p> <p>また、国に対して、福祉医療費助成制度の実施に伴う国庫減額措置の廃止や、国庫支出金制度の拡充など必要な財政措置を求めている。</p> <p>市町に対しては、これまでも県・市町からなる国民健康保険連絡協議会において、新制度の円滑施行に必要な情報提供や意見交換を行うなど、緊密に連携を図ってきた。</p> <p>今後とも、新制度の円滑施行のために必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町合意のもと策定した国保運営方針に基づき、①特定健診・特定保健指導や生活習慣病の重症化予防等の保健事業の推進、②保険料の賦課方式や任意給付の水準の統一、③口座振替の推進等による収納率向上対策等を進めることにより、市町間格差の是正を図りながら国保制度の持続的で安定した運営に努めていく。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (国保医療課)</p>
<p>(5) 認知症の増加が進む中、高齢者等の権利擁護に対応するため、市民後見人の養成の推進及び近隣市町間の柔軟な協力体制整備に対する支援を図られたい。</p>	<p>兵庫県では、県社会福祉協議会に市民後見推進事務員を配置し、市町に対し法人後見や市民後見に関する助言や指導を行うと共に、会議や研修会を開催し、市町の体制整備を推進している。また、市民後見人養成研修など、法人後見・市民後見を推進する市町への取組みに対して補助を実施しており、近隣市町間で協力した実施も補助対象としている。</p> <p>今後も引き続き、市町において法人後見・市民後見人を確保出来る体制の整備・強化を推進し、地域における権利擁護人材等を育成していく。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (健康増進課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(6) 不妊症・不育症の治療費の保険適用の拡大並びに県下における統一した県主体の不育症治療の助成制度を創設されたい。</p>	<p>特定不妊治療の保険適用、助成制度の拡充や、不育症治療の保険適用の拡充、全国的な助成制度の創設について、全国衛生部長会から国への予算要望等の機会を通じて国への働きかけを行っており、今後も継続する。</p> <p>県では平成28年度に、早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減のため「不育症治療支援事業」を創設し、医療保険適用外の検査・治療費にかかる市町助成額の1/2を補助している。</p> <p>実施方法については、市町が実施している母子保健事業と連携して妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことが効果的であることから市町を実施主体とし、県は補助事業として市町への財政的支援を行うこととしたものである。</p>	<p>健康福祉部 (健康増進課)</p>
<p>(7) 医療的ケアの必要な重度障害者を対象としたグループホームの整備・運営について、小規模事業所へのさらなる支援を国へ働きかけるとともに、県独自の財政支援を図られたい。</p>	<p>グループホームについては、国の平成30年度報酬改定において障害者の重度化・高齢化に対応するために新類型として「日中支援型グループホーム」の報酬単価が設定された。</p> <p>また、県においては、医療的ケアが必要な重度障害者が安心・安全に利用できるように看護職員を24時間配置した「医療支援型グループホーム」の整備支援補助、運営費支援補助を平成31年度から実施する予定である。</p>	<p>健康福祉部[福祉] (障害福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(8) 医療・看護体制を安定させるため、看護師等医療従事者の人材の育成並びに確保対策の強力な推進を図られたい。</p>	<p>看護師等確保対策の推進として、県では①養成力の強化対策、②資質向上の推進、③離職防止・再就業支援対策の推進という従前より取り組む3つの柱に加え、30年度より④在宅看護体制の強化に力を入れている。</p> <p>養成力の強化対策としては、看護師等養成所運営費の助成などにより、質の高い看護師の養成を図っている。</p> <p>また、資質向上の推進としては、職種や勤務場所、専門分野等にあわせた各種研修を実施する看護職員資質向上推進事業や、看護職員の養成における臨地実習指導に携わる者に対して、効果的な指導に必要な知識や技術を修得させる実習指導者講習会等を展開している。</p> <p>さらに、離職防止・再就業支援対策としては、再就業支援研修、合同就職説明会などの実施のほか、身近な地域で就業の相談・支援を行うためのナースセンター支所・サテライトの設置、子どもを持つ医療従事者の離職防止及び再就業支援促進のための病院内保育所運営費補助等を実施している。</p> <p>くわえて、今後ますます重要となる在宅看護の体制を強化していくため、事業所の規模拡大や特定行為研修受講推進への支援に取り組むとともに、機能強化型訪問看護ステーションによる小規模訪問看護ステーションへの教育支援強化に新たに取り組むなど、在宅看護体制の機能強化を総合的に推進していく。</p>	<p>健康福祉部 (医務課)</p>



要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p><b>3 教育対策・子育て支援の拡充強化を図りたい</b>  将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育並びに子育て環境の整備を推進する必要がある。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 公立学校施設の機能充実及び環境改善、教育環境の向上を図るため、年次整備計画に基づき事業実施に取り組めるよう十分な必要予算の確保及び学校施設環境改善交付金の補助単価の嵩上げを国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、従来から、国の財政支援措置の充実を要望しており、平成30年11月に平成31年度国の予算編成等に対する提案として、予算確保や補助単価の引き上げ等を国へ求めたところである。  国は、これらの要望も踏まえ、防災・減災に万全を期すための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」関連事業分とあわせて、今年度以上の約1,600億円の平成31（2019）年度当初予算補確保の見込みとのことである。  また、補助単価については、近年は毎年3%程度の単価改善が図られている。  各市町が計画どおり整備事業を進めることができるよう、引き続き国へ要望していく。</p>	<p>教育委員会事務局  （学事課）</p>
<p>(2) 学校施設の改修に係り、学校プールについての補助率を校舎並びに屋内運動場（体育館）等と同じ補助率に見直すよう国に働きかけられたい。</p>	<p>学校水泳プールについては屋内又は屋外の学校水泳プール新改築事業、耐震補強は国の「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業となっているが、改修は対象外となっている。  県としては、学校プールの老朽化対策としての改修も補助対象とするよう、国へ要望している。</p>	<p>教育委員会事務局  （体育保健課）</p>
<p>(3) 少子高齢、男女共同参画社会の進展における保護者ニーズを満たすには、地域を問わず病児保育対応型施設数の更なる増加が望まれており、病児保育を行う事業者が赤字経営にならないよう、補助金制度の見直し並びに一層の子育て支援施策の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>平成30年度、経営の安定化の観点から運営費の拡充事項として、基本分と改善分（感染症等の情報提供や巡回支援に対する加算）の基準額の一本化や、年間利用児童数に応じた加算分補助基準額の上限（2,000人以上）の見直しが実施された。  本県では、平成29年度から補助制度の新たな事業類型として体調不良児型を加えるとともに、病児保育施設への送迎に要する経費を加算の対象とするなど、よりきめ細やかなニーズに対応している。また、かねてから本県が国へ要望を続けてきた結果、病児保育事業の人員配置の要件緩和が実施され、一定の要件等を満たす場合には、保育士がいなくても事業実施が可能となった。  さらに、県独自でも国の補助要件を一層緩和した診療所型小規模病児保育事業を実施しており、引き続き、多様な病児保育のニーズを踏まえた子育て環境の整備を推進していく。</p>	<p>健康福祉部[福祉]  （こども政策課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(4) 発達障害や学習障害等支援が必要な児童に対する合理的配慮及び基礎的環境を充実させるため、特別支援教育支援員の配置並びに認定こども園における保育教諭加配についての財政支援の拡充と十分な予算枠の確保を国に働きかけられたい。</p>	<p>平成19年度から、公立小中学校の設置者に対して、特別支援教育支援員として、地方財政措置がされてきたところであり、段階的にその拡充がなされてきた。（H19～公立小中学校、H21～公立幼稚園、H23～公立高校）</p> <p>また、文部科学省から、平成30年2月28日付事務連絡「特別支援教育支援員の配置に必要な経費等に係る地方財政措置の予定について」が発出され、各市町教育委員会に周知したところである。設置者である各市町においては、地方財政措置がなされており、特別支援教育支援員の配置・拡充に努めていただきたい。</p> <p>なお、県としては、特別支援教育支援員の配置に要する地方財政措置の更なる充実を図ること、また、保育所等における職員の配置基準の改善についても、これまでから国に要望しており、今後も引き続き要望していく予定である。</p>	<p>教育委員会事務局 （特別支援教育課） 健康福祉部[福祉] （こども政策課）</p>
<p>(5) 保育士等保育人材確保のための財源を拡充するとともに、処遇改善の推進を国に働きかけられたい。</p>	<p>県では、保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターの開設や保育士修学資金貸付事業、潜在保育士復職支援研修等による保育士資格保有者の拡大や潜在保育士の復職への支援を行っている。</p> <p>また、平成30年度には、国の処遇改善に加えて公定価格の対象外となる保育所等の職員にも処遇改善が受けられるよう県独自に支援を拡充した。さらに、平成31年度からは国制度において、さらに保育士等1人あたり1%（月額3,000円程度）の処遇改善を予定している。</p> <p>今後も、保育士の一層の処遇改善等を、国に対して、引き続き要望していく。</p>	<p>健康福祉部[福祉] （こども政策課）</p>
<p>(6) 安全・安心な学校給食の円滑な供給を図るため、学校給食施設整備費補助金について、調理器具等設備機械のみを新規購入または更新した場合も補助対象とするよう国に働きかけられたい。</p>	<p>学校給食施設に係る補助金については、新增築と改築が対象となっており、改修や、設備機器のみの新規購入または更新については対象外となっている。</p> <p>給食施設設備については、「学校給食法」において、安全安心な学校給食の提供のため、衛生管理上適性を欠く事項がある場合には、改善のために必要な措置を講じることとなっているが、多くの給食施設で老朽化が進んでおり、各市町でその対応に苦慮している実情については理解している。</p> <p>県としても財政措置及び補助対象の拡充について、国に要望しているところである。</p>	<p>教育委員会事務局 （体育保健課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
(7) 英語教育の専科指導教員の全校配置について、早期に実現されるよう国に働きかけられるとともに、県単独での実施を推進されたい。	<p>専科教員の加配措置については、国の動向を踏まえ、平成30年度から新学習システムに新たなメニューを追加し、平成31年度はさらに加配増となる見込みである。県単独での実施については、本県の厳しい財政状況の中困難である。</p> <p>なお、教員採用試験の「小学校・特別支援学校区分」において、これまでの英語資格所有者への加配措置に加え、今年度実施分から中高の英語免許所有者に加配措置を行い、人材確保に努めている。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、全国都道府県連合会と連携しながら引き続き国に対して加配の増員と資格の弾力化を要望していく。</p>	教育委員会事務局 （学事課・教職員課）
(8) 学校給食費の管理・徴収業務を自治体に移管することに伴い、公会計化に必要なシステム関係費用等に対する補助制度を創設されたい。	<p>学校における会計業務の負担軽減を図るため、現在では約半数の市町が公会計化で学校給食費の徴収管理を行っている。</p> <p>学校給食は、学校給食法第4条で学校設置者の任務として実施し、設置者である市町が、施設、設備、調理業務従事者等の経費を負担することとされていることから、給食費徴収事務の実施にかかる費用についても、設置者である市町で対応願いたい。</p>	教育委員会事務局 （体育保健課）
(9) 青少年芸術体験事業「わくわくオーケストラ教室」バス利用補助について、補助率の拡充を図られたい。	<p>生徒の交通費や借り上げバス代については、応分の負担として市町または保護者負担を原則としている。</p> <p>遠方の市町の学校の借り上げバス利用に対する補助事業については、平成29年度から10万円以下という補助額の上限を撤廃し、1/3以内かつ予算の範囲内で補助するという市町負担の軽減を図った。今後とも厳しい財政状況であるが、予算確保に努めたい。</p>	教育委員会事務局 （義務教育課）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>4 農林水産業施策の拡充強化を図りたい</p> <p>農山漁村の置かれている環境は、担い手の高齢化と国際的な貿易自由化等厳しい状況下であり、人口減少や高齢化に対応した地域再生のための地域の実態に即した即効性のある施策を展開することが必要である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 農林水産業の担い手の育成・確保や地域の再生のため、継続的な、より一層の支援を図りたい。</p>	<p>【農業】</p> <p>就農希望者の相談窓口として、県域レベルにひょうご就農支援センター、地域レベルに地域就農支援センター（13ヶ所）を設置し、県・市町・農協、農業委員会など関係機関の緊密な連携による新規就農者の相談・支援を行っている。</p> <p>就農前の研修として、専業農家・農業法人等を活用したインターンシップ（農業体験）、県立農業大学校において、農業の基本的知識及び技術の習得を支援する就農チャレンジ研修、就農希望者に対する農大ほ場を使用した栽培から販路開拓・販売までを実習する新規就農者等育成研修（実践研修）、兵庫楽農生活センターにおいて、就農希望者に対する総合的な農業技術研修を行う就農コースを実施する。</p> <p>また、就農後の早期の経営確立を図るため、人・農地プランの中心経営体としての位置付けなど、要件を満たす者に最長5年間給付金を給付する新規就農者確保事業（経営開始型）、独立就農者、雇用就農者に対する地域ぐるみでの技術・経営指導等を支援する地域の担い手定着応援事業、初期投資軽減のための園芸施設の貸与支援を行う農業施設貸与事業により、円滑な定着を図る。</p>	<p>農政環境部 （農業経営課） （林務課） （水産課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
	<p>【林業】  新規就業希望者に対する相談窓口として、（公財）兵庫県営林緑化労働基金を設置し、指導員が相談対応を行っている。  また、新規就業前の研修として、林業の現状説明や現場見学を行う林業就業相談会や、林業の現場体験や基礎的な資格を取得する林業就業支援講習を実施している。  林業への就職を希望する者に対し、県立森林大学校専攻科において、林業の基本的知識、技術の習得及び林業に必要な17種類の資格取得を図る教育を実施し、森林林業の即戦力となる人材の育成を図っている。  就業後の支援としては、「緑の雇用」事業により林業の現場作業員としての基礎知識・技術の習得を目的として、新規就業から3年間のOJT研修や集合研修を行っている。また、県立森林大学校研修科において、林業経営や林業技術の向上に向けた研修を実施している。</p> <p>【水産業】  意欲ある人材を育成するため、普及指導員を県下各地に配置し、青年漁業者による養殖試験や6次産業化への指導、少年水産教室の開催や高鮮度な水産物供給に向けた次世代型沖合底びき網漁船の建造等を支援する。  また、漁業経営の安定化や近代化等を図るため、低利資金の融通などを行うとともに、漁業系統団体と連携し、漁業人材育成総合支援事業や漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティネット構築事業、漁業経営基盤強化金融支援事業を推進する。</p>	
(2) 農業・林業・水産業系の高等学校を活かした、土づくりからの研究・開発を行う未来型農業などのカリキュラムの編成や、技術交流による地域創生の推進を図られたい。	農業・林業・水産業系高校においては、基礎基本を重視した農業の学びに加えて、有機JAS認定や兵庫安心ブランド認定等の付加価値を加えた農産物栽培を取り入れる等、これからの農業を見据えた学習を展開している。また、バイオテクノロジー技術の習得や優良牛育成を目指した先進的な取組等を進めるため、県立農業高校、県立播磨農業高校、県立但馬農業高校の3校を拠点校として、農業分野の技術革新に対応した施設・設備を整備するとともに、全県の教員・生徒を対象とした研修を実施し、生徒が将来就業の場で幅広く活躍できる実践力を育成している。 今後も引き続き、農業・林業・水産業系高等学校の学びを生かした取組を積極的に行い、地域創生に寄与していく。	教育委員会事務局 （高校教育課）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(3) 鳥獣害（シカ・イノシシ・ツキノワグマ・カワウ・サル・特定外来生物《アライグマ・ヌートリア》）対策にかかる鳥獣被害防止総合対策事業等の円滑な実施に向けた財政支援を更に拡充されたい。</p> <p>① 県民緑税活用事業による森林整備を推進すること。</p> <p>② サル監視員配置に係る県補助率を引き上げるとともに、サルの集団捕獲に対する財政支援を図ること。</p> <p>③ 鳥獣被害防止柵設置に係る県補助率を引き上げるとともに、設置のための諸費用等補助対象を拡充すること。</p> <p>④ 繁殖力があり、市町域を越えて飛来してくるカワウの捕獲は困難であるため、効果的な捕獲対策を講じられるとともに、行動追跡や擬卵置換による繁殖抑制をさらに図ること。</p> <p>⑤ ツキノワグマの狩猟承認期間及び捕獲数の制限緩和並びに計画的な生息頭数管理を図るとともに、狩猟者が被害を受ける恐れに対して、本施策の中で支援できる制度の創設を早急に図ること。</p>	<p>① 「災害に強い森づくり」の野生動物共生林整備では、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーン整備を行う。また、野生動物の餌となる実のなる木の植栽やシカ食害等により荒廃した広葉樹林の下層植生を回復させるとともに、奥地条件不利地のスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化を進めていく。</p> <p>② サル被害軽減を目的に、集落への出没状況をメール等で住民に知らせるサル監視員5人の活動経費を支援している。経費負担は、地域住民に身近な被害対策の位置づけから、特別交付税措置80%を活用し、県10%、市町10%の負担としている。</p> <p>また、サル用集団捕獲わなの購入については、国鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能である。</p> <p>③ 鳥獣被害防止柵の設置は、国庫事業（鳥獣被害防止総合対策事業）等を活用して支援している。経費負担は、農家等が自力で設置する場合は、市町負担は無く、柵の資材費が全額国庫補助となり、事業者による請負施工において国庫や特別交付税措置を活用した場合、平成29年度以降の負担割合を見直し、<u>県3%、市町6%</u>から<u>県4.5%、市町4.5%</u>として実施している。</p> <p>④ 内水面漁業に被害を与えているカワウに対しては、内水面漁協など関係機関により構成されたカワウ被害対策協議会で、被害状況の共有や個体数調整に向けた検討を行うほか、平成30年度9月補正予算ではカワウシューティングポイント（銃猟可能箇所、以下「SP」）の選定調査を実施し、市町によるSPでの有害捕獲を支援するためのカワウの誘引や、繁殖抑制のための擬卵置換、ねぐら等の立木伐採に対する支援を引き続き行う。</p> <p>⑤ ツキノワグマ個体数増加による人身事故の防止・精神被害の軽減を図るため、集落周辺地域でシカ等捕獲用のオリを活用した有害捕獲を実施し、集落への出没を抑制させる。</p> <p>また、銃による狩猟は、推定生息数や県環境審議会での意見を踏まえ実施する。</p> <p>なお、平成30年度狩猟期からは、追い払い効果も期待して捕獲頭数1頭までの制限を撤廃した。</p> <p>さらに、府県をまたいで広域分布するツキノワグマを広域、計画的に保護・管理するため関係府県（京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）の協議会を新たに設置し、推定生息数調査と広域での保護管理を行う。</p>	<p>農政環境部 （豊かな森づくり課） 農政環境部[環境] （鳥獣対策課） 農政環境部 （自然環境課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
(4) 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を推進するため、機構集積協力金交付事業の財源を確保するよう国に働きかけられたい。	農地中間管理事業の推進に関する法律の施行5年後見直しに伴い、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、機構集積協力金交付事業についてはH31年度から単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプ（地域集積協力金）に重点化・一元化されることとなった。 見直し後の協力金交付事業の財源確保については、必要額が措置されるよう国（農林水産省）へ働きかけていく。	農政環境部 （農業経営課）
(5) 地域の安全・安心の向上のため、水防上監視の必要なため池を対象に、ため池監視システムを構築し、監視・管理体制の強化を図られたい。	監視・管理体制の強化として、ため池管理者へ技術指導等を行う「ため池保全サポートセンター」の運営を支援するなど、要改修ため池等の適切な管理体制の整備を進める。また、決壊時の避難実施対策として、市町が行うハザードマップの作成・周知を支援するとともに、ため池の水位等を観測する警報システムの導入を推進するために必要な調査をおこなう。	農政環境部 （農地整備課 農村環境室）
(6) 県民緑税を活用した「住民参画型森林整備事業」において、「里山防災林整備事業」「野生動物共生林整備事業」等を実施した後の、地域住民による既整備地の環境保全活動に対する財政支援を図られたい。	「里山防災林整備」「野生動物共生林整備」等県民緑税を活用した事業については、整備完了後10年間において、市町と森林所有者の協定により、適正な管理を森林所有者等に求めていることから支援制度はないが、同じ地区内の未整備地において、地域住民自らが森林整備に取り組む場合、「住民参画型森林整備」の財政支援は可能としている。	農政環境部 （豊かな森づくり課）
(7) 県民緑税を財源とした「住民参画型森林整備事業」「緊急防災林整備事業（斜面对策）」「針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業」について、県直営事業として実施されたい。	県民緑税を活用した「住民参画型森林整備」、「緊急防災林整備（斜面对策）」及び「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」については、森林組合等が設計・施工管理できることから、県営事業とはしていない。 効果的な事業地の選定や地元住民との調整の円滑化のため、継続して事業の実施をお願いしたい。	農政環境部 （豊かな森づくり課）
(8) 「森林管理100%作戦」推進事業に係る補助金交付事務について、現在の（公社）兵庫みどり公社から市町への補助金制度を、市町から県への負担金制度へ移行されたい。	緑化基金を活用した「森林管理100%作戦」推進事業については、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るため、県と市町による公的支援による間伐を実施している。 事業の効果をより発揮させるため、地域の森林の実情を熟知した市町への補助金制度として、継続して事業の実施をお願いしたい。	農政環境部 （豊かな森づくり課）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>5 公共土木事業等の拡充強化を図りたい</p> <p>真に豊かな生活を実現するため、地域住民の生活を支える道路網の整備及び今後起こりうる災害に備える治水事業等の推進は重要かつ緊急の課題であり、強力的に実施する必要がある。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 災害を未然に防止するため県民の生命と財産を守る公共事業を推進されたい。</p> <p>① 河川事業（護岸整備、溢水対策、土砂の浚渫）を強力的に推進すること。</p> <p>② 砂防事業（砂防えん堤の整備）を強力的に推進すること。</p> <p>③ 急傾斜地崩壊対策事業の全額国・県費による事業実施を国に働きかけること。</p> <p>④ 港湾整備事業、海岸高潮対策事業、海岸侵食対策事業を強力的に推進すること。</p>	<p>① 度重なる大規模災害に対し、県民の安全・安心の確保に向け、災害復旧事業による速やかな原形復旧を図る。加えて、流下能力の不足に対応した河道対策、洪水調節池による都市浸水対策、高潮の影響による浸水被害を防ぐ対策、河川中上流部治水対策、ダムによる対策、南海トラフ地震に備えた津波対策、河川管理施設の老朽化対策など、様々な取り組みを計画的に推進する。</p> <p>また、河川堆積土砂撤去を実施するなど、適切な河川の管理と維持に努めていく。</p> <p>② 兵庫県では、平成30年度から「第3次山地防災・土砂災害対策計画（2018(平成30)～2023年度）」に取り組んでいる。局地的豪雨などによる土砂・流木災害が激甚化する中、依然として対策が必要な危険箇所が多く残っているため、第2次計画より整備箇所数をさらに増やし、R区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある緊急性の高い箇所を優先して整備していく。</p> <p>更に、平成30年7月豪雨や3か年緊急対策等を踏まえ、計画の単独事業分について、2020年度まで各年度9箇所の前倒し整備を実施する。</p> <p>③ 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金は、国通達により事業費の20%を基本としており、被害想定区域内に公共関連施設がある、又は、斜面が大規模であるなど一定条件のもとで、10%、5%の特例が設けられている。更なる低減については、国土交通省に伝えていく。</p> <p>④ 台風による高潮や、冬季風浪による越波、海岸侵食等による災害、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波から国土を保全するため、護岸等の整備や補強を着実に進める。特に、平成30年台風第21号での浸水被害を踏まえ「兵庫県高潮対策10箇年計画（仮称）」を策定する。</p> <p>また、東播磨港播磨地区において岸壁の老朽化対策を進めるほか、日本海を航行する船舶の安全性を確保するため、柴山港において避難港の整備等を進める。</p>	<p>県土整備部 （河川整備課） （砂防課） （港湾課）</p>



要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(2) 県全体の発展基盤となる基幹道路ネットワークとこれを補完する道路網、生活道路の安全対策を推進されたい。</p> <p>① 国道・県道の整備と幅員狭小・視距困難箇所の道路改良等の推進及び適切な維持管理を行うこと。</p> <p>② 歩道整備及び自転車道・自転車レーン整備を推進すること。</p> <p>③ 東西南北交流圏域拡大のための基盤整備（神河町～宍粟市トンネル計画等）を推進すること。</p>	<p>人口減少社会においても、地域の活力を維持するためには、産業・物流拠点間の連携強化による経済成長や、救急医療体制の確保による生活の質の向上、国土強靱化による安全・安心の確保が必要であり、その基盤となる基幹道路ネットワークやこれを補完するアクセス道路網の早期整備、生活道路の安全対策等を推進する。</p> <p>① 社会基盤整備プログラムに基づき、国道・県道のバイパス整備等を推進するとともに、地域の課題やニーズにきめ細かく対応した局所的な道路拡幅や線形改良を行うなど、効率的、効果的な整備を進める。</p> <p>② 通学児童の安全を確保するため、学校、警察、道路管理者等が連携して各市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路において歩道整備等の交通安全対策を計画的に推進する。また、自転車の安全で快適な通行を確保するため、警察、道路管理者等が連携して各市町が策定した「自転車ネットワーク計画」に位置づけられた自転車通行空間整備を計画的に推進する。</p> <p>③ 当該区間については、現道が概ね2車線確保され、交通量も少なく、社会基盤整備プログラムの位置付けもないことから、現時点では、トンネルの事業化の予定はない。</p>	<p>県土整備部 （道路企画課） （道路街路課） （道路保全課）</p>
<p>(3) 水防法の改正に伴い作成される水位周知河川の洪水浸水想定区域図と同様に、その他河川（支川等）についても早期作成を図られたい。</p>	<p>洪水浸水想定区域図については、水位周知河川を含む県管理全680河川を対象に、国交付金を有効に活用し、早期作成を目指す。</p>	<p>県土整備部 （総合治水課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p><b>6 公共交通の利便性の向上を図りたい</b> 公共交通は特に高齢者や学生にとっては欠かすことが出来ない重要な移動手段であり、その利便性の向上が町の活性化にもつながる。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 公共交通（JR）の利便性の向上等について引き続き関係機関へ働きかけられたい。 ① JR姫新線において、ICOCA未設置駅への導入他、現行ダイヤの増便・増結、拠点駅での乗り継ぎの円滑化を図ること。 ② JR山陰本線及び播但線において、25年3月のダイヤ改正で快速列車へ名称変更された普通列車の全駅停車ダイヤを復活すること。 ③ JR播但線において、姫路から和田山まで乗り換えを不要とし、福崎止めを寺前まで延長するとともに、ICOCA未設置駅への導入、蓄電池電車等を導入すること。</p>	<p>JRの利便性向上については、まずは利用者を増加させることが不可欠であり、沿線市町等と協力しながら利用促進活動を推進するとともに、継続的にJR等に働きかけている。</p> <p>① 千本駅以西へのICOCA利用エリア拡大、通勤・通学時間帯の増結等について、沿線市町とともにJRに対し、要望をしている。(H30.12、H31.2神戸支社) ② 駅通過の改善について、沿線市町とともにJRに対し、要望をしている。(H30.10福知山支社)また、JRからは「利用者の増加が停車復活に必須」である旨、説明があったことから、利用促進に向けた協議を沿線市町と連携して実施中である。 ③ 姫路駅～和田山駅間の直通化、長谷駅以北へのICOCA利用エリア拡大、蓄電池車両等の導入等について、沿線市町とともにJRに対し、要望をしている。(30.10福知山支社) なお、国に対しては、早期に蓄電池車両が導入できるよう、JRが行う車両や鉄軌道整備等への支援制度創設を要望(H30.11本省)している。</p>	<p>県土整備部 (交通政策課)</p>
<p>(2) 生活交通バス路線の整備による地域公共交通網の空白地解消と日常生活の移動手段の確保のため、路線バスに対する補助制度の充実とコミュニティバスに対する支援強化を図られたい。</p>	<p>県は、国、市町との役割分担のもと、運行効率化や利用促進等を図りながら、国制度の活用や県単独の支援制度により、沿線市町とも協調して、路線バスやコミュニティバス等の生活交通バスに対して支援を実施している。 平成30年度からは、免許返納後の高齢者の移動環境の確保など、きめ細かな生活交通対策として、地域住民自身の力を活用する自主運行バスを一層広めていくため、運行への支援の拡充や、導入にかかる実証実験への支援を行っている。 平成31年度以降も、持続可能な公共交通とするためには、行政と事業者と住民が三位一体となった取組が必要であるため、三者等が構成員となる地域公共交通会議（市町主宰、県参画）等における議論を通じ、地域の実情に応じた運行形態の検討や利用促進策の取組等を、市町とともに実施していく。</p>	<p>県土整備部 (交通政策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>7 防災・減災対策の充実強化を図りたい</p> <p>住民の安全・安心を確保し、生命・財産を守るため、地震・津波・豪雨等大規模災害に対応した防災・減災対策の充実強化を図ることが不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地震・津波・豪雨等大規模災害に対し、県は国の防災関係機関並びに市町との連携を深め、広域的な協力体制を整備するとともに、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するよう国に強く働きかけられたい。</p>	<p>県では、災害等の緊急事態の発生に備え、県災害対策センターにおける職員の宿日直体制をとり、平時から市町や国の防災機関等と災害時の情報連絡手段を確立している。</p> <p>そして、大規模災害時に災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣し、当該市町の応急対策を支援する「ひょうご災害緊急支援隊」や、県及び市町で締結した「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」などを活用し、災害発生時に県内の被災市町等への支援体制も備えている。</p> <p>さらに、県と市町の連携を深めるため、県・市町防災力強化連携チームを市町へ派遣し、各市町の自己点検結果を踏まえた意見交換や、先進的な事例の紹介等を行い、県全体の防災力の充実強化を図っている。</p> <p>また、関西広域連合では、大規模広域災害発生時に的確かつ機動的に対応するため、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」及び災害対応別マニュアルの策定等を行っており、救援物資、応援要員、広域避難などの応援・受援により、関西が一体となって災害対応にあたる。平常時には、広域連合が実施する関西広域応援訓練、関係機関・団体等との連携推進など、防災・減災事業に取り組み、自らはもとより関西全体としての災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課） 企画県民部[防災] （防災企画課 広域企画室） （災害対策課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
	<p>財源については、平成31年度国の予算編成等に対する提案（平成30年7月、11月）において、頻発する風水害や津波等に対応するため、緊急防災・減災事業債を、防潮堤等の整備事業、砂防・治山・河川・海岸等の整備事業、耐震化に資する公共施設の建替え事業等にも活用できるように、対象事業の拡大について提案を行った。</p> <p>平成31年度地方債計画において、緊急防災・減災事業債は平成30年度と同額の5,000億円が計画されているが、本県が要望する対象事業の拡大は予定されていない。</p> <p>一方、新たに、地方単独事業に活用できる緊急自然災害防止対策事業債（充当率100％・交付税措置率70％、※緊急防災・減災事業債と同率）が創設され、平成31・32年度に限り、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川、農業水利施設、港湾、漁港防災等が対象となる見込みであることから、各市町に対してはこれらの地方債の活用について助言していく。（なお、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく国直轄・補助事業の地方負担に対しては、平成31・32年度に限り、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100％・交付税措置率50％）が活用できる。）</p>	
<p>(2) 自主防災組織の活性化や、減少が続く消防団員の確保並びに防災士・防災ボランティアの育成と環境活動の整備について支援を図られたい。</p>	<p>防災行政無線、消防団に係る消防救急デジタル無線の整備については、緊急防災・減災事業債の活用が平成28年度末までとなっていた。県としては、平成29年度以降も円滑に事業の推進を図れるよう、国に対し、緊急防災・減災事業債の継続及び市町の財政力を考慮した財政支援制度の拡充を要望し、引き続き平成32年度まで緊急防災・減災事業債の延長が決定したところである。</p> <p>また、災害ボランティアへの支援については、ひょうごボランティアプラザにおいて、市町ボランティアセンターの災害ボランティア活動や災害への備えを強化するための「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」を引き続き実施する。また、新たに大規模災害被災地でボランティア活動を行うための交通費等を助成する「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」を実施し、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進する。</p>	<p>企画県民部[防災] （消防課） 企画県民部[女性] （県民生活課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
(3) 防災行政無線・消防救急無線等防災情報基盤の計画的な整備を促進するため、財政支援の拡充を図るよう引き続き国へ働きかけられたい。	防災行政無線、消防団に係る消防救急デジタル無線の整備については、緊急防災・減災事業債の活用が平成28年度末までとなっていた。県としては、平成29年度以降も円滑に事業の推進を図れるよう、国に対し、緊急防災・減災事業債の継続及び市町の財政力を考慮した財政支援制度の拡充を要望し、引き続き平成32年度まで緊急防災・減災事業債の延長が決定したところである。	企画県民部[防災] (災害対策課) (消防課)
(4) 老朽化する地域の集会所が、災害時に住民の避難所として十分に機能するための施設整備に係る補助制度を創設するよう、国に働きかけられたい。	熊本地震においても、避難所が損壊し、その機能が果たせなかった事例が課題の1つとなった。法令上の規定はないが、①耐震、耐火構造を有していること、②天井材、照明器具などの非構造部材についても耐震化が図られていること、③情報通信材等の通信手段が確保されていることなど、施設の構造上の要件を満たしていることが地域の集会所を避難所とする場合も望ましい。地域の集会所の整備等に係る補助制度の創設については、国への働きかけを行うことについても今後検討してまいりたい。	企画県民部[防災] (災害対策課)
(5) 民間住宅の耐震化を推進するための予算確保並びに補助率の更なる嵩上げを国に働きかけられたい。	補助の財源となる国費「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」の当初配分について、H29年度は73%であったことから、国に対して予算総額の確保を強く申し入れたが、平成30年度の当初内示においても65%にとどまっている。 このため、平成31年度国の予算編成に対する提案では、民間住宅の耐震化を推進するため、予算を確保するとともに、補助限度額の更なる嵩上げを行うことを提案している。	県土整備部[まち] (建築指導課)
(6) 万一の災害に対する支援の県単独災害復旧補助治山事業において、山地災害復旧事業にかかる採択要件の緩和を図られたい。	激甚災害に指定されるような甚大な被害が発生した場合に、国庫補助制度では対応できない規模の山地災害復旧工事については、既存事業とは別に当該年度ごとに県単独事業を創設し、山地災害の復旧や崩壊土砂等の緊急除去を実施している。 今後とも災害規模に応じて復旧事業の検討を行い、適切に支援してまいりたい。	農政環境部 (治山課)

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(7) 土砂災害特別警戒区域に指定された急傾斜地における土砂災害防止対策を、安全対策の観点からも早急に実施されるとともに、住宅移転及び建築物の改修費用にかかる補助制度の更なる拡充を図られたい。</p>	<p>兵庫県では、平成30年度から「第3次山地防災・土砂災害対策計画（2018(平成30)～2023年度）」に取り組んでいる。局地的豪雨などによる土砂・流木災害が激甚化する中、依然として対策が必要な危険箇所が多く残っているため、第2次計画より整備箇所数をさらに増やし、R区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある緊急性の高い箇所を優先して整備していく。</p> <p>更に、平成30年7月豪雨や3か年緊急対策等を踏まえ、計画の単独事業分について、2020年度まで各年度9箇所の前倒し整備を実施する。</p> <p>土砂災害対策に係る住宅移転及び建築物の改修に対しては、平成28年度から国の補助制度に県が独自に上乗せして補助する仕組みを用意しているところである。</p> <p>平成31年度国の予算編成に対する提案では、補助限度額や補助率の嵩上げを行うことを提案し、限度額の一部引上げ、補助対象区域の拡大（指定見込み区域の追加）等の制度拡充が行われた。</p>	<p>県土整備部 （砂防課） 県土整備部〔まち〕 （建築指導課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化を図られたい</p> <p>上下水道施設においては、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等経営環境の悪化や、技術者の確保等課題は山積している。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>水道施設の耐震化に対する財政支援については、県の耐震化等事業計画に基づき、厚生労働省から県に交付金が交付され、県から各事業体（市町）へ交付している。</p> <p>しかし、交付金の対象となる事業は限られており、その申請には一定の条件があること、補助率についても事業体規模等により1/3、1/4、4/10と低率であること等から、拡充の要望があがっているのが実情である。</p> <p>県では、現行の補助金・交付金について各事業体が円滑に活用できるよう、制度の周知、要望額の調査や個別の相談・ヒアリング等を通じて、県内全域の把握・助言を行っている。</p> <p>併せて、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、国への予算編成に対する提案をはじめ、日本水道協会等、各団体を通じ要望活動を実施した。</p> <p>その結果、平成31年度より、管路の耐震化に係る交付金メニューにおいて、従前では対象外であった「鋼管」が新たに交付対象とされることが示された。</p> <p>今後も市町、関係機関等と連携し、財政措置・制度改正について、国（厚生労働省、総務省、財務省）に対して、引き続き要請・提案していく。</p>	<p>健康福祉部 （生活衛生課） 企業庁 （水道課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>(2) 人口減少や地理的要因等により自らの努力だけでは経営を維持できない条件不利地域の水道事業に対し、地方の実情を踏まえた財政等支援制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>不採算な条件のもとでの経営を余儀なくされる上水道が増加していることから、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされている現行制度の見直しを求めている。</p> <p>具体には、水道事業に対する繰出基準の拡充や過疎・辺地対策事業債の対象事業の拡充等により、将来にわたる経営維持に向けた財政措置を講ずるよう、国に働きかけを行っている。</p> <p>その結果、平成31年度地方財政対策においては、水道管路耐震化事業に対する地方財政措置がH35まで延長され、経営条件の厳しい団体（有収水量あたり資本費が全国平均の2倍以上等）に対する繰出基準が1/4から1/2（交付税措置率50%）に拡充された。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課） 健康福祉部 （生活衛生課） 企業庁 （水道課）</p>
<p>(3) 簡易水道との統合を行った上水道について、過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加するとともに、建設改良に対しても十分な財政支援が得られるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>更に、アセットマネジメント未実施の事業体に対してその実施について助言等を行い、その導入と精度向上を推進していく。併せて施設更新の際に施設の効率化（ダウンサイジングや相互連絡管布設による効率的な配水等）についても相談を受けたり、利用できる補助メニューがあればその情報を提供するなど、経営の基盤強化に繋がるサポートを引き続き行っていく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課） 健康福祉部 （生活衛生課） 企業庁 （水道課）</p>
<p>(4) 下水道事業については①人口減少、②更新需要の拡大、③技術職員の人材確保、④経営管理の適正化など水道事業と同様の課題を抱えていることから、事業の持続性を高めるため、経営の広域化や施設の共同化、技術職員の確保・育成などの支援を図るとともに、老朽化に伴う更新需要への財政支援等について積極的に国に働きかけられたい。</p>	<p>下水道をはじめとした生活排水処理施設の管理運営については、施設の老朽化、職員数の減少、使用料収入減といった様々な課題に直面しており、県民生活に密着した重要なインフラである生活排水処理施設の持続性を高める取組みが喫緊の課題である。</p> <p>県は、これまで兵庫県下水道維持管理適正化協議会などの場を通じ、市町の維持管理上の課題解決に向けた技術的な助言や、施設の統廃合に関する協議調整を行ってきた。さらに、市町による統廃合を推進するとともに、市町の枠を超えた広域化・共同化等を検討する場として、県内全市町参画のもと「兵庫県生活排水効率化推進会議」を平成29年8月に設立し、市町の取組を支援しており、平成30年3月末時点で50施設が廃止された。現在も558施設と非常に多いことから、引き続き、施設の統廃合等、持続性を高める取組を進める。</p> <p>あわせて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策等を計画的に進めることができるよう、町と連携し、国土交通省に対し予算要望活動を実施するなど、事業費確保に努める。</p>	<p>県土整備部 （下水道課）</p>



要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>9 地域防犯対策事業の拡充強化を図りたい</p> <p>安全安心な地域創生のため、犯罪の予防を目的とした事業に対する財政的支援は不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、兵庫県防犯カメラ設置補助事業の継続及び拡充による地域団体への支援を図りたい。</p>	<p>防犯カメラ設置補助事業は、防犯灯と同様、一義的には市町の事業であると考えているが、地域が取り組む子どもの見守り活動などの地域安全まちづくり活動をハード面から補完し、地域の防犯力を総合的に向上させることを目指している。</p> <p>平成31年度も前年度同様、補助箇所として500箇所を確保し、事業の促進を図る。今後とも市町と一体となって防犯カメラの設置強化に取り組んでいきたい。</p>	<p>企画県民部[女性] (地域安全課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>10 スポーツ・文化施設の長寿命化、機能充実等に対する財政支援の拡充強化を図りたい</p> <p>公立文化施設等が地域の元気を創造する拠点としての機能を発揮し、心豊かな生活や、活力ある地域社会の実現に寄与するためには財政的な支援が不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 公立スポーツ・文化施設における各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化等の機能向上に対する財政措置を創設するよう、国に強く働きかけられたい。</p>	<p>県では、平成31年度国の予算編成等に対する提案（平成30年7月、11月）において、老朽化が進む公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るための交付税措置のある特別な地方債の創設について提案を行った。</p> <p>平成31年度地方債計画においては、本県が要望する新たな地方債の創設は予定されていないが、公共施設等適正管理推進事業債において公共用建物の長寿命化事業、公共施設等のユニバーサルデザイン化事業（いずれも充当率90%、交付税措置率は財政力に応じて30～50%）は対象となっていることから、市町に対してはこれらの活用について助言するとともに、高度化や多機能化等に係る機能向上に活用できる交付税措置のある地方債の創設について、引き続き国に対して要望していく。</p> <p>なお、公共施設等の省エネルギー化事業について、地方単独事業として実施する場合、地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置30%）が活用できる。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>
<p>(2) 老朽化した単独型「道の駅」の建替移転のため、関係機関の連携等、総合的な支援を図られたい。</p>	<p>県としては、町の計画が具体化した段階で、移転先の各種規制（都市計画法、農地法）への対応や河川管理者との調整に協力していく。</p> <p>また、事例紹介や助言（財政上有利な補助メニューの検討等）により事業手法の検討を支援や、道の駅の登録変更に係る国との調整や道路管理者としての対応（案内標識の移設、設置等）を実施していく。</p>	<p>県土整備部 （道路保全課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>11 社会保障・税番号制度に係る財政支援の拡充強化を図られたい</p> <p>公平な社会保障制度や税制の基盤である社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用にあたっては、制度が国家的な社会基盤であることから財政支援が不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 法定受託事務であるマイナンバーカード交付事業について、地方負担が発生することのないよう財政支援の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>マイナンバーカード交付事務に係る補助金（総務省）については、総額（H30：70.5億円）を交付枚数で按分した額を上限とする算定方法（ただし、DV被害者等対応及び居住実態調査の経費は実額で算定）とされているが、国の設定する上限額と市町の実支出額に乖離があり不十分な場合がある。</p> <p>県としても、平成31年度国の予算編成等に対する提案（H30.11）において、市町のカード交付事務に必要な経費は、市町に負担が生じることがないように国が負担することについて提案を行っているところであり、今後も、各市町の状況も踏まえ、必要な要望等を行っていく。</p>	<p>企画県民部 （市町振興課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>12 人権擁護対策の充実強化を図りたい</p> <p>社会的身分や門地による不当な差別や人権侵害は今なお存在しており、人権尊重についての認識が十分に定着したとは言えない状況である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 急速な普及を見せるインターネットを利用した差別事象について、プロバイダ事業者等への削除要請、人権侵害の防止及び被害救済に係る法的措置の仕組みを講じるよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>インターネットを悪用した差別事象については、平成27年7月に西脇市教育委員会から「インターネット版部落地名総鑑」の掲載について情報提供があり、同月、神戸地方法務局人権擁護課長あてにプロバイダへの削除要請等所要の対応を要請した。また、同年8月の県町村会から知事への要望会において、同様の要望があり、同年9月に法務大臣あてにプロバイダへの削除要請等所要の対応及び法的措置を含めた抜本的対策の実施を要請した。</p> <p>国（法務省）に対しては、「国の予算編成等に対する提案」において、平成23年7月以降、インターネットの悪用による人権侵害など繰り返し発生している人権侵害について、①人権救済制度の創設など人権擁護のための早急な法整備等を提案し、平成28年7月以降、②「部落地名総鑑」がインターネット上も含め流布しないよう法的措置も含めた抜本的対策の実施について提案している。平成30年12月に行った「平成31年度国の予算編成等に対する提案」では、上記①②に、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、実効性のある法制度を整備することも併せて提案した。</p> <p>今後とも、表現の自由に十分配慮しつつ、許容限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事例には、法務省（神戸地方法務局）を通じて、発信者が特定できる場合には、発信者に侵害状況の排除を求め、特定が困難な場合等には、プロバイダーへの情報掲載の停止、削除の申し入れを行うなど、業界の自主規制を促していくこととしている。また、インターネットを悪用した人権侵害をはじめとする差別事件を根絶するためにも、人権擁護のための早急な法整備を国（法務省）に対して、今後も引き続き働きかけていきたい。</p>	<p>健康福祉部 （人権推進課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>13 消費者行政の推進に係る財政支援の充実強化を図りたい どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を整備するため、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 消費生活相談体制の充実、消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育を推進するため、「地方消費者行政強化交付金」に係る要件の緩和並びに財政支援の拡充を国に働きかけられたい。</p>	<p>平成21年度より開始された消費生活相談体制の充実や消費者教育の推進など、地方消費者行政の充実強化のための国からの交付金は、事業開始は平成29年度までとされ、事業ごとに活用期間の終期が決められており、平成30年度の交付額は前年度の約6割に減額された。平成30年度より新設された交付金（強化事業）は、用途が限定されるうえ、補助率1/2（自主財源比率が基準を満たしていない場合は1/3）、活用期間も最長3年となっている。</p> <p>本県では、国の目標である「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を整備する」には、国が地方消費者行政に必要な財源を恒久的に確保し、長期的な支援の方向を示す必要があると考え、今年度、「地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保」について、国への提案・要望を行った。</p> <p>今後も引き続き、地方消費者行政を安定的に推進するため、他の自治体とも協働で、国に要望していく。</p> <p>&lt;本県からの国への提案・要望&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県：国の予算編成等に対する提案（H30年7月・11月）</li> <li>・兵庫県・41市町消費者行政担当課長：地方消費者行政の安定的推進に向けた国の財政的支援に関する要望（H30年11月）</li> <li>・16大都道府県消費者行政担当課長会議：消費者行政を安定的に推進するための国の中長期的な財政措置について要望（H30年9月）</li> </ul>	<p>企画県民部[女性] (消費生活課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（平成31年度予算等）	所管部局
<p>14 空き家の利活用促進に係る財政支援の拡充強化を図られたい 増加傾向にある空き家について、更なる空き家の利活用の促進が図られるよう、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 空き家活用支援事業について、市街化区域における市町随伴の必須要件を無くし、補助金交付要件の緩和を図られたい。</p>	<p>住宅・土地統計調査（H25）による各地域の空き家率をみると、中山間地を広く抱える地方部ほどその率は高い傾向にある。 本来、空き家対策は市町が主体となって行うべきものであるが、空き家率の高い地方部においては、空き家の増加は地域活力の低下につながる喫緊の課題であるため、県単独でも支援を行うこととし、地方部の地域活性化の促進を図っている。 一方、都市部（市街化区域）の空き家率は低いため、市町主体で空き家の利活用支援制度を創設した場合、県は市町制度を支援することとしており、平成30年12月末現在、対象となる21市町中、10市町が制度を創設している。</p>	<p>県土整備部[まち] (住宅政策課)</p>